令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告 令和3年度市民税・県民税の申告

窓口のご案内

新型コロナウイルス対策として、入場される場合はマスクを着用し、できる限り 少人数でお越しください。

- ①イオンモール成田2階イオンホール <成田市ウイング土屋>
- ■期間 3月15日(月)まで (土・日曜日を除く)
- ※新型コロナウイルスの影響により、日程などが変更になる場合があります。
- ■受付時間 9:00~16:00 (提出のみは17:00まで)
- ■その他
 - ○会場内混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。整理券の配布状 況に応じ、受付を早めに締め切る場合もあります。入場整理券は、当日会場で 配布するほか、LINE アプリで事前に入手できます。アプリ内から「国税庁 LINE 公式アカウント」を友達登録することで、整理券入手の手続きが行えます。
 - ○作成済みの申告書の提出は、 郵送のほか、土・日曜日、祝日を除き、税務署 1階の総合窓口でも受け付けています。
 - ○相続税の相談、国税の納付、納税証明書の請求・発行、申告書の閲覧サービス、 開示請求の手続きなどはイオンモール成田では行っていません。税務署で手続 きしてください。
- ②成田税務署<成田市加良部>

3月29日(月)までは、税務署窓口では、作成済みの申告書の提出のみ受け付 <u>けます。</u> 確定申告書の作成・相談はできませんので、<a>1イオンモール成田を利用 してください。

- ■受付時間 8:30~17:00 (土・日曜日、祝日を除く)
- ■郵送提出 封筒に住所・氏名を記入し、次の宛先に郵送 〒 286 - 8501 成田市加良部1-15 成田税務署宛て
 - ※確定申告書などの控えに税務署の受付印が必要な人は、切手を貼った返信用 封筒(住所・氏名を必ず記入)を同封してください。
- ③市役所内すこやかセンター2階健診準備室
- ■期間 3月15日(月)まで (土・日曜日を除く)
 - ※期間中は、課税課窓口での提出・相談はできません。
- ■確定申告など個別相談(午前・午後各 40 件)

収入金額・必要経費と各種控除の書類を整理して、持参してください。また、農 業者や事業者などは収支内訳書を事前に作成してください。書類が整っていない と受付できない場合があります。

- ○受付時間 8:30~15:30 (12:00~13:00 は除く)
 - ※申告相談の受付の順番は、当日の午前8時20分の時点で、複数の来場者が 受付に来たときは抽選で順番を決めます。抽選前の来場の順番は関係ありま せん。抽選後に相談開始目安時間をお知らせしますので、時間により一時帰 宅も可能です。抽選後(午前8時30分以降)に制限人数に達しない場合は、 そこから先着順とします。なお、防犯面から早朝からのご来場は控えるよう お願いします。
 - ※申告相談の受付は、午前 40 人・午後 40 人の人数制限を行っています。 午後の受付が午後から始まるというわけではなく、制限人数に達した時点で受付 <u>を終了します。</u>
- ○相談時間 9:00~12:00/13:00~16:00
- ■市民税・県民税申告(提出のみ含む)8:30~12:00 / 13:00~17:00

会場に行く前に必ず確認を!

確定申告のうち、次の相談は市役所で受け付けることができません。

- イオンモール成田で相談してください。
- ○令和元年分以前の申告(過年分) ○青色申告 ○配当所得の申告
- ○住宅借入金等特別控除(初めて受ける人、連帯債務のある人)の申告
- ○営業や農業などの事業収入や不動産収入が500万円以上の申告
- ○事業を開始して初めての申告 ○贈与税、消費税の申告、準確定申告
- ○譲渡所得(土地、建物、株式、会員権の売却など)の申告
- ○災害の控除(台風災害などに係る雑損控除なども含む)の申告
- ※これらの場合以外でも、内容により、イオンモール成田を案内することがあります。

確定申告は国税庁ホームページをご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、金額などを入力すれ ば自動で申告書などが作成できる便利なシステムです。新型コロナウイルス対 策としても活用ください。作成した申告書は、印刷して書面で提出できるほか、 e-Taxを利用して送信もできます。タブレットやスマートフォンでも作成 できます。また、タックスアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な 回答を調べることができます。

(国税庁 確定申告書作成コーナー

検索

問い合わせ先の所得税について 成田税務署

5 (28) 5151

●市民税・県民税について 市課税課市民税班

5 (93) 0443

所得税の確定申告

- ■確定申告が必要な人(主な例)
 - ○営業、農業、不動産、譲渡所得などの税額計算をした結果、納税となる人
- ○給与の年収が2千万円を超える人
- ○給与以外の所得が20万円を超える人
- ○2か所以上から給与を受給している人
- ○公的年金収入が400万円を超える人
- ○公的年金収入が400万円以下で、公的年金以外の所得合計が20万円を超える人
- ※確定申告書の提出が不要な人でも、市民税・県民税の申告は必要になる場合が あります。

市民税・県民税の申告をしなかった場合、年金から引かれている社会保険料など 以外の控除内容が市では把握できないため、市民税・県民税が高くなる可能性があ ります。このため、生命保険料控除、医療費控除、扶養控除などを追加することで、 市民税・県民税額を抑えることができる場合があります。

■平成 28 年分以降の申告はマイナンバーが必要です

次の税目の申告書は、税務署へ提出するときに、マイナンバー(個人番号)の 記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

○所得税 ○復興特別所得税 ○個人事業者の消費税 ○地方消費税 ○贈与税 【本人確認書類の例】

1マイナンバーカード(個人番号カード)のみ

(【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。)

②通知カードなど【番号確認書類】+

運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

- ※郵送で申告書を提出する場合は①の写し(表裏両面)または②の写しを添付
- 💥 e Tax で送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの添付は不要
- ■医療費控除を受けるためには

医療費控除または医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を受 ける人は、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーショ ン税制の明細書」を申告書提出の際に添付しなければなりません。

なお、領収書は税務署から提出を求められることがありますので5年間保管する 必要があります。

※医療保険者から交付された医療費通知(健康保険組合などが発行する 「医療費の お知らせ」など)を添付すると、明細の記入を省略できます。

【注意】平成 29 年分から令和元年分までの確定申告は、医療費の領収書の添付 または提示にすることもできます。

国民健康保険・後期高齢者医療保険の所得申告

問い合わせ先

●国保年金課 国保税班 ☎(93)4084

高齢者医療年金班 ☎(93)4085

所得税や市民税・県民税の申告が必要のない人でも、国民健康保険税・後期高 齢者医療保険料の納税義務者は、世帯に属する加入者についての所得などの申 告をしなければなりません。

中告の内容は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減措置や、高額療 養費の支給などの判定基準となり、申告をしていないと軽減措置などを受ける ことができなくなります。

世帯に、収入がなく申告をしていない人がいる場合は、申告をお願いします。

